

「労働困りごと相談会」開催

職場の中で起きている、賃金や退職、人間関係などに関する困りごとや疑問についての相談をお受けします。相談は無料で秘密は厳守します。現地相談会では、労働問題に精通している労働委員会委員が対応します。お気軽にご相談ください。

▼開催日

12月17日(日)

▼現地相談会

▼開催時間

午前10時～午後4時

※電話予約による時間指定も可能です。

▼開催場所

- ・南相馬市労働福祉会館
- ・県いわき合同庁舎

▼電話相談

☎024-521-7594

(県内全域対象)

午前10時～午後5時

▼問

福島県労働委員会事務局
(福島市中町8-2)

☎024-521-7594

メール roudosoudan@pref.fukushima.lg.jp



相続登記Q&A

「相続登記の手続について」

「相続登記は誰がどこに申請するの？」

連載第十三回

Q.

先日父が亡くなり、子である私が三春町にある父の土地を全て相続することになり、土地の登記の名義を父から私へ変更したいと考えています。この場合、誰がどこに行って登記の手続を行わなければならないのでしょうか？

A.

登記の手続は相続人であるあなたが、相続財産となる土地の住所地である三春町を管轄する法務局において行うことになります。

解説

▼今回のケースでは・・・

▽登記の申請を行う場所
土地の住所所在地である三春町を管轄する福島地方法務局郡山支局

☆全国の法務局の管轄については、法務局ホームページの管轄のご案内 (<http://hounkyoku.moj.go.jp/homu-static/kankatsindex.html>) で確認することができます。

▽登記の申請を行う人

相続人であるあなた
☆相続登記は、そろえる書類が多く複雑な場合が少なくないため、自分で登記を行う時間がない方などは、登記申請のプロである司法書士に登記手続を依頼することで、あなたに代わって登記の手続を行ってもらえることができます。



今回のテーマは、「相続登記の手続について」
相続登記をしないうちに相続人が亡くなったら？」です。

▼問 福島地方法務局

☎024-534-2045

広告欄